

伊勢崎市原油価格・物価高騰対策事業者支援金Q & A（制度・申請）

令和4年11月29日作成

1. 制度について

Q1-1 支援金の背景と目的は

A 新型コロナウイルス感染症及び原油価格や物価高騰の影響により、原材料価格や燃料費の高騰の影響を受けながらも、十分な価格転嫁を行えず、経営に深刻な影響を受けている事業者のうち、特に影響の大きい業種を営む事業者を支援することを目的としています。

Q1-2 支援の内容は

A 対象事業者に対し1事業者10万円を支給します。

※一つの事業者が複数の店舗を営む場合も、交付は一度限りです。

Q1-3 対象事業者の要件は

A 市内に事業所を置き事業収入を得ている事業者（法人及び個人事業主等）または令和4年10月1日時点で市内に住所を置き、市外で行う経済活動により事業収入を得ている個人事業主等で、①～⑨すべてに該当するものが対象です。

① 令和4年6月1日以前から事業をおこなっていること。

② 主たる事業が、次のいずれかであること。

建設業、製造業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業
生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉

③ 売上高または粗利益が次のいずれかに該当すること。

・令和3年11月～令和4年10月のいずれかの月の額が、平成30年11月以降の任意の同月の額と比較して20%以上減少している。

・令和3年11月2日以降に開業したもので、令和3年11月から令和4年10月までの任意の1か月の売上高または粗利益が、当該任意月の直近3か月の平均と比べて20%以上減少している。

④ 暴力団及びその関係者ではないこと。

⑤ 性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行うものではないこと。

⑥ 法人税法に規定する公共法人ではないこと。

⑦ 政治団体または宗教上の組織・団体ではないこと。

⑧ 支援金交付後も、事業を継続する意思があること。

⑨ 国、県、他市区町村が実施する同様の趣旨の事業による支援金をうけていないこと。

Q1-4 対象となる事業者の範囲を知りたい

A 本事業の対象となる事業者の定義は以下のとおりです。

区分	定義	具体例
法人	会社法第2条第1号に規定する会社	株式会社（特例有限会社を含む。） 合名会社 合資会社 合同会社
	<u>収益事業を反復継続して行っている非営利団体等</u> ※収益事業とは…本来事業の運営のための費用を得ることを目的として行われる法人税の課税対象となるものは収益事業による収入のみで、法人税法上の非課税収入を減収の判断の対象とすることはできません	一般社団（財団）法人 公益社団（財団）法人 社会医療法人 医療法人 社会福祉法人 学校法人 特定非営利活動法人 各種士業が設立する法人 等 ※その他の団体につきましてはお問い合わせください。
個人事業主等	自己の判断で独立して事業を行い、 <u>主たる収入が事業収入である個人で確定申告を行っているもの</u>	

※公共法人や法人格を持たない任意団体は対象になりません。

Q1-5 事業収入とは何ですか

A 本事業における事業収入の定義は以下のとおりです。

法人：法人税確定申告書の別表1の「売上金額」欄に記載されるべき収入

個人事業主等：確定申告書の第一表の「収入金額等」の「事業欄」（営業等）に記載されるべき収入

《業務委託契約による収入の例外》

個人事業主等のうち、雇用契約ではなく業務委託契約等により収入を得て、その収入を確定申告書第一表における「収入金額等」の「雑 業務」、「雑 その他」および「給与」

の欄に計上している場合は、業務委託契約による収入のみを事業収入とみなします。

※この場合、業務委託契約があることを証明する下記書類の提出が別途必要になります。

- ・業務委託契約書の写し
- ・業務委託契約等契約申立書（参考様式2）

Q1-6 普段は会社勤めをしていて副業で事業収入を得ているが対象になるか

A 雇用契約による給与の支払いを受けている場合は対象にはなりません。

Q1-7 所得税が非課税のため確定申告を行っていないが対象にはならないか

A この場合、事業収入として市民税・県民税の申告を行っていれば対象となります。一切の申告を行っていない場合は対象外です。

Q1-8 業務委託契約により収入を得ている個人事業主とはどのようなものか

A 特定または複数の事業者からの業務委託により業務を行っているフリーランスの個人事業主等を言います。具体的には、業務委託契約に基づき運転代行業や保険外交などの業務に従事している方が想定されます。対象となるかどうかはお問い合わせください。

Q1-9 対象業種選定理由は

A 本年6月に個人及び事業者を対象に実施した「新型コロナウイルス感染症及び物価高騰に係るアンケート」の結果から、特に原油価格・物価高騰の影響が大きい業種として挙げられた事業者を対象業種としました。

Q1-10 複数の事業を営んでいる場合、主たる事業の判定はどのようにするのか

A 法人：直近の確定申告時において、売上高または粗利益が最も多い事業を主たる業とします。

個人：直近の確定申告時の売上高または粗利益が最も多い事業を主たる業とします。

Q1-11 申請業種の売上高・粗利益が最も多いかどうかの証明が必要か

A 売上高等の割合について証拠書類は求めず、確定申告書の「事業種目」や「業種名」等の欄で確認します。申告書の記載内容と売上高または粗利益が最も多い業種が異なる場合は、業種ごとの売上等がわかる書類を別途求める場合があります。申請書類その他から疑義が生じた場合は、個別に確認させていただきます。

Q1-12 売上・粗利益減少の比較期間の設定理由は

A 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の状況と比較するため、国の対策本部が設置された令和2年1月以前の概ね一年間を含めるために平成30年11月以降としました。

Q1-13 売上高・粗利益の減少を20%以上と設定した理由は

A 国の事業復活支援金においては、減少率30%以上の事業者を対象としています。本事業は国の施策の対象外となった事業者のうち、特に減収による影響を受けている事業者を対象とするため、減少率が20%以上に設定しました。

Q1-14 売上高・粗利益が20%以上減少している場合とあるが、具体的にどのような場合が対象となるか。

A 以下を参考にしてください。

①令和3年11月～令和4年10月のいずれかの月の額が、平成30年11月以降の任意の同月の額と比較して20%以上減少している場合の例

	令和2年	令和3年	減少率
1月	3,000,000	2,700,000	10.00%
2月	5,000,000	5,000,000	0%
3月	4,500,000	5,000,000	△11.11%
4月	4,000,000	3,800,000	5.00%
5月	5,500,000	5,000,000	9.09%
6月	8,000,000	6,000,000	25.00%
7月	4,500,000	5,500,000	△22.22%
8月	6,000,000	5,500,000	8.33%
9月	3,500,000	4,000,000	△14.28%
10月	5,000,000	5,500,000	△10.00%
11月	4,500,000	4,000,000	11.11%
12月	6,000,000	4,000,000	33.33%

この場合、令和3年12月の売上高が、令和2年12月と比較して33.33%（20%以上）減少しているため申請可能です。

※令和3年6月も売上高が25%減少していますが、売上減少を確認する期間は令和3年11月～令和4年10月なので、令和3年6月の売上高をもって申請することはできません。

②令和3年11月2日以降に開業し、令和3年11月から令和4年10月までの任意の1か月の売上高または粗利益が、当該任意月の直近3か月の平均と比べて20%以上減少している場合の例

	売上高	直近3か月の平均	減少率
令和4年2月	1,000,000	—	—
3月	500,000	—	—
4月	1,500,000	—	—
5月	1,300,000	1,000,000	△30.00%
6月	1,100,000	1,100,000	0%
7月	1,500,000	1,300,000	△15.38%
8月	1,000,000	1,300,000	23.07%
9月	1,100,000	1,200,000	8.33%
10月	1,200,000	1,200,000	0%

令和4年2月に開業した事業者が、上記の売上であった場合、令和4年8月の売上高が、直近の3か月（5月～7月）の平均の1,300,000円から23.07%減少しているため申請可能です。

※新規開業の場合、開業から3ヶ月間は、売上高等を比較する直近の3か月の売上がないため、4か月目以降から売上の比較が可能です。

Q1-15 申請期間はいつから

A 令和4年11月1日（火）から令和5年1月31日（火）【**必着**】までを受付期間とします。
必ず申請期限までに事務局まで到達するように申請をお願いします。

Q1-16 申請書の提出先はどこか

A 簡易書留など郵送物の追跡が可能な方法により、以下の宛先に郵送してください。

〒371-0847
前橋市大友町3-24-1 ホテル1-2-3前橋マーキュリー内
伊勢崎市原油価格・物価高騰支援金事務局

※封筒の裏面などに差出人の住所・氏名を必ず記入してください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送以外の方法での書類受付はできません。

Q1-17 申請書の提出方法は

A 郵送のみ受け付けています。簡易書留やレターパックなど、郵便物の追跡が可能な方法でお送りください。

Q1-18 商工労働課に直接持っていけば受け付けてくれるのか

A 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、窓口での受け取りはできません。申請書送付先に郵送してください。

Q1-19 先月廃業したが、支援金を申請できるか

A 申請時点で既に廃業されている方は対象外です。

Q1-20 開業届を提出していないが、対象になるか

A 事業収入を申告していれば対象になります。ただし、令和3年11月2日以降に新規開業した個人事業主は、開業届の写しの提出が必要です。

Q1-21 令和3年11月2日以降に事業を開始していたが、開業届を提出していない。これから開業を届け出た場合対象になるか

A 開業届を提出する際は、開業日が令和4年6月1日以前かつ税務署の受付印が令和4年7月1日以前のものである必要があるため対象になりません。

Q1-22 個人事業主として事業を行っており、最近法人化した場合の申請は可能か

A 個人事業主として行っていた事業内容と法人化後の事業内容が一致していれば申請可能です。事業が継続していることがわかる書類を提出してください。

Q1-23 支援金は申請すれば必ず交付されるのか

A 申請書類を事務局で受領したのち、不備等がないか審査を行います。審査を行った結果、要件を満たさないと判断された場合や、指定された期日までに不備が解消されない場合は不交付決定となります。すべての書類が適正であることが確認されてから、おおむね1か月以内に支援金を交付します。

Q1-24 申請は先着順か

A 先着順ではありません。

2. 申請について

Q2-1 申請の方法は

A 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送のみ受け付けます。送付先については、「Q1-17 申請書の提出先はどこか」を参照してください。

Q2-2 必要書類は何か

A 以下の表を参考にしてください。

共通書類 (個人事業主・法人・新規開業者)	①申請書兼誓約書(様式第1号)	市ホームページからダウンロードできます。
	②請求書(様式第2号)	市ホームページからダウンロードできます。
個人事業主	③振込先口座通帳の写し	金融機関名、支店名、振込先名義(カナ氏名)、口座種別、口座番号等がわかるもの
	④減少率の比較に用いた ㊤平成30年11月～令和3年10月の任意の月 ㊦令和3年11月～令和4年10月の㊤と同じ月の売上高または粗利益が確認できる以下の書類のいずれか(20%以上の減少が確認できるもの) (1)法人事業概況説明書 (2)青色申告決算書 (3)売上台帳や帳簿など	対象月の売上高または粗利益を確認できるものがない場合は、市ホームページから「支給要件確認月の売上高または粗利益を証明する書類(参考様式1)」をダウンロードして提出してください。
法人	⑤直近の確定申告書の写し (1)青色申告を行っている人 確定申告書B第一表 及び 青色申告決算書 (2)白色申告を行っている人 確定申告書B第一表 及び 収支内訳書 (3)市民税・県民税申告を行っている人 市民税・県民税申告書	【確定申告書】 税務署受付印または電子申告受付番号の印字が必要です。 【市民税・県民税申告書】 受付印が必要です。
	⑥国民健康保険証の写し(表面)	国民健康保険証を提出できない場合には、運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面)の写し
	⑦業務委託契約書の写し または 業務委託契約等契約申立書(参考様式2)(該当者のみ)	業務委託契約等に基づく収入があったことを証明するために必要です。
新規開業者	⑧直近の法人税確定申告書別表一 および 法人事業概況説明書	税務署受付印または電子申告受付番号の印字が必要です。
	⑨現在(履歴)事項全部証明書の写し または 登記簿謄本もしくは抄本	発行日から3か月以内のもの。 ※インターネット版も可
新規開業者	⑩令和3年11月から令和4年10月までの任意の月及び同月の直前3ヶ月分の売上高または粗利益を証明する売上台帳または帳簿等(20%以上の減少が確認できるもの)	例) 令和4年6月と直前3か月(3～5月)の売上高を比較する場合、令和4年3月から6月までの書類が必要です。
	⑪開業届の写し(個人事業主のみ)	開業日が令和4年6月1日以前で、かつ税務署の受付印が令和4年7月1日以前のもの

Q2-3 申請書に誓約事項の記載があるが、どのように誓約すればよいのか

A 申請書兼誓約書の提出をもって、誓約したものとみなしますので、内容をよくご確認の上申請してください。

Q2-4 誓約事項に違反した場合どうなるのか



A 支援金が不交付になる場合や、交付済みの支援金の返還を命令する場合があります。

Q2-5 振込先口座はどのような口座でも良いのか

A 個人事業主の場合は、「申請者本人の個人名義」または「屋号+申請者氏名」など、申請者の氏名が確認できる口座に限ります。法人の場合は、法人名義の通帳に限ります。

Q2-6 請求書に押印する印鑑はどのようなものか

A 個人事業主の場合は、「申請者の認印」を押印してください。法人の場合は、「法人代表者印」または「法人印+代表者の認印」を押印してください。

区分	申請者名義人	印鑑
個人事業主	伊勢崎 花子	
法人	伊勢崎レストランツホールディングス(株) 代表取締役 山田 太郎	 または

Q2-7 インターネットバンクや当座預金などのため、通帳がない場合何を提出すればよいのか

A インターネットバンクなどで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を添付してください。同様に当座預金で紙媒体の通帳等がない場合も、電子通帳等の画像を添付してください。

Q2-8 売上等の減少を示す書類は具体的に何を提出すればよいのか

A 法人の場合は、売上等の比較月を対象期間に含む法人税確定申告書の「法人事業概況説明書」、個人事業主で青色申告を行っている場合は「青色申告決算書(1・2面)」を提出してください。売上等の比較月が直近までの申告に含まれない場合や、個人事業主で白色申告を行っている方、市民税・県民税申告を行っている方は、売上台帳など、実際の取引等

の状況がわかる帳簿類を提出してください。粗利益の減少を証明する場合は、売上台帳だけでなく、仕入れ原価等も算定できる帳簿の提出も必要です。

Q2-9 なぜ国民健康保険証の写しの提出が必要か

- A 申請する個人事業主の住所地を確認する目的のほかに、雇用労働者は原則本事業の対象にはならないため、国民健康保険以外の健康保険に加入していないかを確認するためです。
※委託契約に基づき業務を行っている場合であって、契約元の事業者の社会保険に加入している場合などは、事務局にご相談ください。

Q2-10 現在（履歴）事項全部証明書は、取得から何か月以内まで有効か

- A 申請の日から起算して3か月以内に発行されたものを有効とします。

Q2-11 現在（履歴）事項全部証明書は、どこで取得できるのか

- A 法務局で取得できます。オンラインで交付請求をすることもできます。
→詳しくは伊勢崎地方法務局のホームページをご確認ください。

Q2-12 現在（履歴）事項全部証明書は、コピーでよいのか

- A コピーで構いません。

Q2-13 直近の確定申告書を提出させるのは何故か

- A 令和4年6月1日以前より継続して事業を営み、その事業による事業収入を得ているものであるかを確認するためです。

Q2-14 確定申告書は、どの部分を提出すればよいか

- A 個人事業主の場合は、確定申告書B第一表に加え、白色申告の場合は収支内訳書（1・2面）、青色申告の場合は所得税青色申告決算書（1～4面）を提出してください。法人の場合、法人税確定申告書別表一および法人事業概況説明書（両面）を提出してください。

Q2-15 令和3年の確定申告をしているので、事業主として支援金申請できるか

- A 確定申告をしても、事業収入を得ていない場合は対象外です。

Q2-16 個人の新規開業者の場合、開業届の受付印の日付が指定されているのはなぜか

A 所得税法上、個人が事業を開始した場合は、1か月以内に開業届を提出するものとされています。本事業は6月1日時点で事業を行っていることが要件となっているため、その時点から1か月以内に提出された開業届は有効としますが、それ以降（7月2日以降）に提出された開業届をもって申請することはできません。